

平成 30 年度 第 1 回 御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会 会議録

日 時 : 平成 30 年 4 月 20 日(金)

13:00 ~ 14:07

場 所 : 市役所 東館 2 階 206 会議室

1 出席者

〔御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会 委員〕 ※敬称略

会長 渡邊 恵子、副会長 山本 裕一、副会長 湯山 有朋、小高 由佳、高村 典子、川口 勇雄、
児島 洋美、小林 類志、小宮山 なほみ、方壁 陽子、天野 哲也、大割 克美、川口 聡、仁藤 真
伸 計 14 名

〔御殿場市市民協働型まちづくりアドバイザー〕 ※敬称略

牛山 久仁彦 (明治大学 政治経済学部教授)

〔事務局(市民協働課)〕

田代課長、勝又統括、小長井、岸

2 協議事項

(1)平成 29 年度協議会事業報告及び平成 29 年度協議会収支決算について(監査報告)

〔内容〕

平成 29(2017)年度の御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会の事業報告及び収支決算の内容
を事務局から説明、監事(小宮山委員)から監査結果の報告、承認。

〔質疑・意見等〕

(委員) 資料 P3 平成 29 年度協議会収支決算について、支出の部 研修費の内訳で、12 月・3 月市
民協働研修費 とあるが、これはどのような内容か。また、収支決算に記載するのであれば、
事業報告に記載すべきではないか。

(事務局) 3 月は庁内市民協働推進委員会(第 2 回)として、市民協働講座を開催した。記載については
対応する。 ※第 1 回は 12 月に協議会委員にも参加いただき開催、その 2 回目。

(2)平成 30 年度協議会事業計画(案)及び平成 30 年度協議会収支予算(案)について

〔内容〕

平成 30(2018)年度の御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会の事業計画(案)及び収支予算
(案)の内容を事務局から説明、承認。

〔質疑・意見等〕 : なし

(3)「補助対象経費」と「消耗品費」について

〔内容〕

前年度より課題として上げられていた、補助金交付団体の支出に関する市としての考え方について、事務局から説明。原則として、従来どおり「備品購入費」は補助対象経費とせず、「備品」の判断の基準は、「御殿場市物品管理事務取扱要領」に従い、税抜き 10,000 円以上を「備品」とする、というのが市としての考え方。

⇒原則としてお金の部分(収支予算・決算)の確認は事務局が行うこととなるが、漏れてしまった場合は、協議会においてもこのような基準で審査を行う「2 段構え」となるということで、事務局の提案で了承。

〔質疑・意見等〕

(教授) 税抜き 10,000 円以上を備品とする基準について、以前協議会で話に上がっていた、椅子や机など耐用年数ながいが 10,000 円に満たないものは、市ではどのように対応しているのか。

(委員) 備品は、本来は用途や耐用年数を考えなければいけないが、事務が煩雑になるなどの理由から、「物品管理事務取扱要領」を定めて、金額で切っている。

(教授) 市の財政担当課が、事務が煩雑になるという理由でそのような基準を設けることは分かる。しかし、本補助金事業について「これは明らかに事業の実施ではなく、事務所を構えるために購入したと思われる」という場合は、本審査会で協議して、可否を判断することは可能なのか。

(委員) この基準についてはあくまでも最低限の基準として設けたものであって、内容を見ておかしいということであれば、それは当然、本審査会で判断することは構わないと考える。

(委員) 以前の資料で、「次年度に残るものは備品」という項目があったと思うが、そこは金額によらず可否を判断するものと考えてよいか。

(事務局) はい。

(委員) [対応案]の記載の中で、「※ただし、対象事業にのみ使用することが条件」としており、確かに厳密にはそうではあるが、仮にここまで記載してしまうと、「真面目な人ほど馬鹿を見る」ことになる。口頭で伝えるのはよいとは思う。活動する立場から見て、厳密すぎて使い辛くなってしまうのはどうかと思う。

(委員) 先日事務局とも話をする中で、本事業以外の使用目的が主になってしまうとまずいよね、という中でこのような記載になったとは思う。

(委員) 実際にこのような文言をたとえば募集案内等に記載することになるのか。

(事務局) そのような考えではない。

(委員) 前の任期(平成 27(2015)・28(2016)年度)に、委員の注目が「お金」の部分にばかり行ってしまい、肝心な事業の内容に目が届かないということで、収支予算・決算については事務局がしっかり指導するということになっているはず。しかし、事務局の確認が漏れてしまった場合には、この考え方で、協議会においても審査するという「2 段構え」ということでよいか。

(事務局) はい。

3 報告事項

(1)平成 30 年度市民協働型まちづくり補助金事業公開提案会・選考会について

〔内容〕

平成 30(2018)年 4 月 26 日(木)に開催する、平成 30 年度御殿場市市民協働型まちづくり補助金事業公開提案会・選考会(平成 30 年度第 2 回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会)について、日程及び審査・選考の流れ(概要)について説明。

〔質疑・意見等〕

(委員) 市民提案部門の事業で、本来は 2 年目、あるいは 3 年目のもののうち、申請がなかった事業について、何故申請がなかったのかなど、状況は把握しているのか。

(事務局) 「富士山みくりやよってかつ祭」(本来であれば 3 年目)については、事業等の見直しを行った上で、独力で実施し、必要であれば次年度以降に「3 年目」分を申請したいとのことで、本年度は申請がなかった。このことについて、現在の補助金交付要綱では「3 年間」の表記が「連続した 3 年間」であるのか「3 年間分」ととることができるのか、明確ではないことから、協議会の意見も伺った上で、要綱の改正について対応を検討したいと考えている。

(委員) どのような形になるのか。

(事務局) あまり長い期間を空けるのは事業効果等の面で好ましくない。例えば 1 年間、よりよい事業効果を生むために研究する期間を設ける目的であれば可能にするなど、要綱を整えたいと考えている。要綱作成時の意図としては「連続した 3 年間」の意図だとは思う

(委員) 本事業の目的としては、「市民活動団体の自立」ということが主旨としてあったと思うが、期間を空けることを認めるのが主旨に合うのかという観点からも見ていく必要もあるのでは。

(教授) 事務局側としても「市民活動団体の自立」という主旨を大事にし、1 年間空けたとしても対応できるようにしたいとの考え。本補助金交付要綱について、研究室の法律に詳しい者にも確認したが、該当する条文だけでなく、別の個所の記載も含めて考えると、現在の要綱では「連続した 3 年間」であって、「3 年間分」とはできない。「〇回」と「〇年間」を書き分けている。

そのことを踏まえて、事務局としても年内に要綱の改正について検討し、現在補助している団体にも適用できるように、団体の不利益にならない対応を考えているとのこと。

(委員) 例えば、2 年継続して補助を受けた団体が、1 年間空けて、次はこれまでとは違う事業を行うとした場合、3 年目になるのか、1 年目になるのか。 ※事業と団体が連動?どのように判断?

(事務局) 要綱上はその団体が「同一事業を継続する場合は 3 年を限度」となっているため、別事業であればそこから 3 年間ということにはなると考えるが、そういった点も含めて、協議会に諮ることができればと思う。

(委員) 例えば、実施と見直しを 1 年間ずつ行うこともできるのか。(実施(1 年目)⇒見直し⇒実施(2 年目)⇒見直し⇒実施(3 年目) のような方法)

(教授) 現在の要綱上はできない。要綱第 4 条第 3 項に、「補助金の交付回数は、当該年度において同一団体は 1 回限りとし、同一事業を継続する場合は 3 年を限度とする。ただし、はじめの一步事業については、1 回を限度とする。」としており、「回」と「年」を使い分けている。たとえばこれが「～、同一事業を継続する場合は 3 回を限度とする。…」というような形であれば、そのような方法も可能ではないか。

(委員) 同一の団体で事業内容が異なれば補助を受けることができる、ということになると、「団体の自立」を目指す、という主旨は少しプライオリティが低くなってしまおうということに。

(委員) どちらかというと「事業の充実」に重きが置かれる形か。

(委員) 同一の団体でも、事業内容が異なれば補助を受けることができるということについて、市民活動団体側に正しく伝わっていないのではないか。実際に、昨年度まで補助を受けていた団体から、「3年間の補助が終わってしまったので、支援を受けることができない」という相談を受けた。

(事務局) 例えば募集要綱などに、一般の方にも分かりやすい形で書く必要がある。

(教授) 協議会の審査の中で判断すべきこととは思うが、これまで行ってきた事業を放り出して、補助金を受けるために別の事業を行う、というのは好ましいことではないと思う。団体の活動を拡大していく中で、従来の事業が軌道に乗り、次の新規事業で活動の更なる拡大を図る、という前向きなものであればよいと思うが、補助金を受けることが目的となってしまっているはいけない。

(委員) 非常に素晴らしい事業を行いたいのが、始めるにあたって備品購入がどうしても必要になる、という案件が課題になる一方で、イベントの開催など、事業内容を変えてしまえばいくらでも続けて申請することができるような状況には違和感がある。また、本年度の市民提案部門の申請が新規1件のみに留まっているのは、本補助金自体に魅力がないということではないのか。

立場上、色々な活動団体や個人から相談を受けるが、どのような支援を受けることができるかと問われた際には、まず「県」や「企業」の支援がよいのでは、となってしまう。「市」の本補助金は、広域的なアプローチの難しさや、制約の強さもあり、薦め難い。

細かい文言的な部分ではなく、補助金としての「魅力」という部分について、もっと検討する必要があるのではないか。

また、協働事業(3年間)が終了した後の展開について、市と継続してやっていこうとなった時に、果たして組めるのか組めないのか、というのがどうも明確ではない。上手くいけば市のパイプを生かして予算化できるかもしれないが、今から市民活動に取り組もうとした場合に、先のルートに対する展望が明確ではないため、一番必要な部分で本当にバックアップできているのか疑問。

(教授) 御指摘の点は確かにそのとおりで、色々な自治体がぶつかっている問題。補助金を必要としている団体は多くあるが、本補助金制度は、厳しい社会環境や行財政の状況を踏まえて、地域の問題を市民の皆さんと一緒に解決する体制をどう作ることができるかということが一番の課題。今のところ、どの自治体も「団体の最初期の支援」、「団体の活動を発展・継続するための支援」が主で、その先に市が行っている事業について、市民と一緒にやっていくかどうかなど、地域と連携協働してやっていこうというところに行けるかどうか。

東京都大田区では、ステップアップ(当市の「はじめの一步部門」相当)、ジャンプアップ(同「市民提案部門」相当)に加えて、更にその次の段階のもの(「チャレンジ助成」)を作ろうという議論を進めていて、当市で言う「行政提案部門」と「チャレンジ助成」を合体させて両方出していこうということで、(昨日議論したのは)それを所管課にすべて振り戻して行って、お試したが、やってみて、行政の仕事あるいは行政ではできない仕事、本当に区民の役に立つのであれば、区の予算に振り向けていく、ただこれは区長や区の幹部会議で協議しなければな

らないことなので、そこまではいかないが、それができるかできないかというのは大きなところだと思う。

少し話が大きくなったが、市民提案部門、行政提案部門の応募が少ないということは、将来的な課題として、じっくり考えなければいけないということと、先程指摘にもあったとおり、細かい用途や要件だけではなく、そういうことも考える必要があるということは確かにそのとおり。先を見据えた展望について、皆さんで議論していただくことは必要。

(委員) 本補助金について説明した際に「イベント向き」との反応をした人がいたが、本補助金の主旨はそこではなく、押し出したいのは「まちづくり」であり「協働」で、それが双方から見えてくるようにしないといけない。

(教授) 長く本事業を見てきた中で、これまで良い取り組みもあった。例えば、県に表彰された里山保全の活動など。そういったものを事例集などにまとめて出してみてもよいかもしれない。近年、イベントものが増えてきたな、というのは確かにそのとおり。

(委員) 「富士山みくりやよってかつ祭」は、本来は3年間継続して事業を行うのが筋ではないのか。

(事務局) 「富士山みくりやよってかつ祭」については、本年度も事業自体は実施する考え。ただし、本年度は事業を見直すとともに、事業を独力で実施してみて、行っていけるようであればそのまま補助を受けずに継続していくという、団体の自立という面で非常に前向きな考えとのこと。上手いかないようであれば再度行政の支援を求めたい、という考え。

(委員) 補助金交付要綱の見直しについては、現時点でそういう団体があるということだけではなく、様々な事業を考えた上で検討する必要がある。

(事務局) はい。